



[研究ノート] フランス公証人制度の現在 : マクロン法の衝撃

著者	久保 宏之
雑誌名	関西大学法学論集
巻	66
号	3
ページ	581-596
発行年	2016-09-26
その他のタイトル	Note : Le systeme actuele du notaire en France -L'impact de la loi Macron.
URL	http://hdl.handle.net/10112/10622

〔研究ノート〕

フランス公証人制度の現在

——マクロン法の衝撃——

久保宏之

目次

はじめに

I フランス公証人制度の概要

1. 定義・職務・活動領域
2. 歴史
3. 公証人の業務と義務
4. フランス民法典の解釈との関わり——不動産法
5. 共有法
6. 土地の立体的 (volume) 構造

II マクロン法

1. 緒説
2. マクロン法の審議経過
3. マクロン法全体の構成
4. 法律専門職関連
5. 一連の動き
6. 背景と影響

結びにかえて——新料金公表をうけて

はじめに

フランスにおいて市井の法律家として中心的立場にある公証人 (notaire)。その公証人制度の根幹を揺るがす事態が最近起きた。2015年2月17日、フランス議会下院にあたる国民議会で、マクロン経済大臣がまとめた「経済の機会均等・経済活動・成長のための法律」、いわゆる「マクロン法案」が、憲法上の規定を行使して、採決を経ずに採択され、同年8月7日、憲法評議会での審議を終え、発効したことである。

この法の目指すところは、社会の各分野において慣行や制度改革により、文字通りフランスの経済成長を達成することにあるのだが、その中に、法実務分野の統合（弁護士や公証人などの）や公証人職への新規参入障壁の除去を含んでいたため、公証人らの激

しい反発を招くことになり、法律専門職による数度のデモ行進まで行われた（筆者の知人であるフランス人公証人Q氏も「生まれて初めてデモに参加した」とのことであった）。

本稿では、このように新たな岐路に立つフランス公証人制度の現在を、マクロン法施行までの経過・議論を跡づけることにより、紹介することを目的とするが、これに先立ち、フランス公証人制度の概要を、主として我が国の先行業績¹⁾に基づき、その位置づけ、任務、責任等について述べ、フランス民法典に関する立法・解釈に及ぼした影響を垣間見ることとする。

I フランス公証人制度の概要

1. 定義・職務・活動領域

公証人は、「書面や契約に真実性を付与する公署官」と定義される²⁾。したがって、公署性の付与（*authentification*）がその職務ということになる³⁾。

要するに、高度の証拠力と執行力のある書面を作成するだけでなく、様々な法律行為に関与し、助言を行うことがその職務の内容となる。

その関与する法分野は広範囲に及ぶが、大雑把に言えば、家族・不動産取引・抵当金融ということになる⁴⁾。

家族分野においては、相続が「公証人の活躍の場」とであると言われる⁵⁾。遺言作成、贈与分配・遺言分配、終身定期金、遺産分割という具合である⁶⁾。遺産分割手続は、相続人と遺産の確定から始めるが、中でも相続人の搜索は、その後の手続の満足行く結末となるかを占うことにもなる。フランスには、相続人の搜索を主たる業務とする会社まであるくらいである⁷⁾。

1) さしあたり、鎌田薫「フランスの公証制度と公証人」公証法学11号（1982年）、松川正毅「フランスの公証制度と紛争予防」公証法学33号（2003年）を挙げておく。その他、鎌田論文、松川論文に引用されているものを参照。

2) 松川・前掲注（1）3頁。「公署吏」という訳語もあろう。原語は、「*officiers public*」。今村与一「意思主義と公証人職」岡法52巻3号67頁（2003年）。

3) 今村・前掲注（2）67頁

4) 鎌田・注（1）6頁。

5) 松川・前掲注（1）15頁。

6) 同、15-21頁。

7) たとえば、*Coutot Roehrig* という会社は、120年の経験、250人の従業員をウリに公証人と協同する「家系調査会社」を謳っている。筆者が出席した2011年のメ

2. 歴 史

公証人の起源は、バビロニア、エジプト、ヘブライの書記（scribe）とローマの書記（notarius）に遡るとされている⁸⁾。4世紀にまで遡り、「贈与登録手続」（procédure de l'insinuation）の名で知られていた⁹⁾。そこにおいては、行政官の面前に証書（贈与の書面であることが多い）を提示した当事者が現れて、一般には、その者が書いたことを知っているという理由で tabellion（公の書記）により、証明されることになる。それから、署名が証書になされたものであることが確認されたあとで、裁判官に対して、その証書を裁判所の保管所に保管されることが請求される。必要があれば、書記官が副本を交付する。裁判官の判断により、補足的に、当事者が保管・記録を望む合意にもこの手続がなされる¹⁰⁾。

12世紀、北イタリアは、この手続を一般化するために手直しした。そこで、争えない権限を取得するために、名目的な訴訟が設定された。実際、原告は、事前に聴聞される。しかし、審問の過程で、被告とされた者が召喚され、尋問の枠内で、その記載及びその署名を承認していた。たとえば、ある金額の債務があるとか、財産を売ったとか、贈与をしたとかの認識を自白すると、裁判官は、記録を取りながら、面前に提出された文書に真正性の証明を与える。この判決は、すべての司法判断と同様に、執行力を有した。

名目的訴訟の数が増える前には、一方では伝統的な役割を果たしながら、他方で合意に執行力を与えるために裁判官に指定されていた場合、その中で特殊性を持たせるのは、より単純でより合理的であることが考慮された。（ここに）現代的な形態における公的な公証人が誕生したのである¹¹⁾。

とくに17世紀に入ると、証書の起案にとどまらず、公証人の活動領域の拡大が顕著に見られた。公証人は、そういうものが存在しなかった当時に、一時的に預金銀行（banques de depot）になった。もはや、こうした活動をしていないとしても、多数の公証人事務所が、依頼者の求めに応じて、財産管理の使命を果たしている¹²⁾。

↘第107回公証人会議でもブースを出しており、参加する公証人たちに強くアピールしていた。

8) 松川・前掲注(1)2頁。

9) Jean-Francois Humbert, Notaire, magistrat de l'amiable, Notaires-La Plume et le Sceau, 36 (2010).

10) *op. cit.*

11) *op. cit.* p. 37.

12) *op. cit.* p. 46.

3. 公証人の業務と義務

公証人の主たる業務は、証書の作成であるが、その証書には、原本寄託証書 (acte en minute) と原本返還公正証書 (acte en brevet) があり、公証人は、1世紀の間、名義人が誰であろうと、証書の原本を事務所で保管しなければならない¹³⁾。この義務は、後継者に伝えられ、100年経過すると、公的記録保管を管理する県機関 (départementaux) に寄託される。たとえば、2010年には、Besançon の公証人は、21ページの手書き証書を Doubs の県記録庫に委託した。それは、前任者のひとりが1879年に作成したもので、そこには、画家のクールベが死亡の際に残した501の作品のそれぞれの目録が含まれていた。今日我々が美術館で目にする作品のいくつかは1フランと評価されていた、という¹⁴⁾。

その他、公証人は、仕事引受義務、助言・説明義務、適切で有効な書面を作成する義務、守秘義務が課せられる¹⁵⁾。

4. フランス民法典の解釈との関わり——不動産法

今日、公証人の扱う法領域として不動産法は、大きな部分を占めているが、民法典制定以前ではそれほどでもなく、公証人に関する学術書においても全ページ数の約6分の1程度に過ぎなかった、と言われている¹⁶⁾。これは、当時の社会における不動産売買契約が支配的ではなかったことによるものであるが¹⁷⁾、1804年のフランス民法典制定を機に大きく変化し、不動産法は、現在、重要な地位を占めていることは言うまでもない。それは、そのまま、不動産法に対する公証人の影響力という形で現れたとも言われる¹⁸⁾。Hervet は、このことを共有法の展開を跡づけることにより示そうとする。

5. 共有法¹⁹⁾

フランスにおける区分所有権については、現在、フランス民法典には、1か条も置か

13) 松川・前掲注(1)5頁, Humbert, *op cit.*, p. 37.

14) Humbert, *op. cit.*, p. 37.

15) 詳細は、松川・前掲注(1)11-14頁参照。

16) Cerard Hervet, *Notariat et vente immobilière: hier, aujourd' hui, demain, Notaires-La Plume et le Sceau*, 77 (2010).

17) *op. cit.*

18) *op. cit.*, p. 86.

19) フランス区分所有法一般については、吉井啓子「フランス区分所有法の概要」

れておらず、その役割は、1965年7月10日の法律第557号及びその適用のための施行令である1967年3月15日のデクレ第223号によって担われている²⁰⁾。それ以前には、1938年6月28日の法律が存在しており、この38年法によって廃止された民法664条があった。

この664条は、「ある一つの家のそれぞれの階が異なる所有者に帰属する場合に、所有権の権原証書 (titres) が修理、再築の方法について何も取り決めていないとき、それらは以下のようになされなければならない。大きな壁と屋根は、すべての所有者の負担により [行われ]、各所有者は自らが有する階の価値に応じた負担を負う。各階の所有者は、自らが歩く床を作る。1階の所有者は、自らの階へつながる階段を作る。2階の所有者は、1階から自らの階へつながる階段を作る。以下も同様とする。」と規定していた²¹⁾。

この規定については、明快であるものの、いささか短く限定的で不完全という評価もなされうるところであるが、その簡潔さは、元々は共有が捨て去られる途中の残り物であると捉えられたという事実により説明される²²⁾。

旧664条は、共有とは関係のない「地役」(servitude) と銘打たれた章に挿入されていた。そのこともあってか、共有者間の関係については何も規定がなく、「分割される」不動産の当事者に対する所有権者の権利義務は明らかに不完全であった。このような理由で実務家たちは、新たな立法を求めるようになり、前述のように664条廃止、38年6月28日法制定となったのである²³⁾。

この法を2つの側面から見ると、一方は、建築業者向けに、分担出資者に会社の存続期間中アパートマンが利用できるようにし、他方は、不動産共有に関するものである。今日においても、共有に関する規定が、売渡証書の署名前に、目的不動産を規律するものとして売主が買主に提示する唯一の参考資料となることがある²⁴⁾。

区分所有者組合 (syndicat) もこの38年法から生まれたもので、その後の65年法よりも、38年法は、公証人が長い間望んできた創造的作業であったと言われている²⁵⁾。すなわち、同法から多くのいわゆる会社 (société) が誕生し、それにより多くの家族が

↘ 土地総合研究2012年冬号 1 頁以下を参照。

20) 吉井・前掲注(19) 1 頁。

21) 吉井教授による訳。同、2 頁。

22) Hervet, *op. cit.*, p. 87

23) *op. cit.*, p. 88.

24) *op. cit.*

25) *op. cit.*

所有権を手に入れられるようになった。1971年7月16日法のもとで、共有持分権者は、税制上、アパートマンの所有者であるかのごとく扱いを受けるといふ利益を得ている。こうした会社は、今日消滅の方向にあるが、都市部の公証人は、日常的に分割証書を作成したり、むしろ共有権者の地位を望む持分権者のために買戻（retrait）を続けている。

6. 土地の立体的（volume）構造

フランスにおいては、1950年代から大規模都市開発に関して、不動産開発業者に法的な問題が生じた。すなわち、デファンス地区の750ヘクタールの敷地に、広場や街路、駅、鉄道、地下廊下、エスカレーター等、様々の設備が一つの地区の中に共存しなければならなかった。そこで共生する個人、法人、公共団体間で安定的継続的な契約をすることが公証人の課題となった。私法上の共有法規を公産（domaine public）の概念と両立させなければならないという問題もあり、従来のフランス法上のテクニックをもってしては、乗り越えられない障害となっていた²⁶⁾。

1960年以來、ルネ・サバチエ（René Savatier）と、ジャン・ピエール・マルティ（Jean-Pierre Marty）は、地上権について、すなわち、地上の所有権と地下の所有権の区別を論じながら、民法典に列挙されている物権は、全く限定的ではないと考えた。それ以來、彼らは、物権間に空間を挟み、そこに適応しうる対象を創造することを提案することが可能となった²⁷⁾。

公証人は、サバチエ、マルティ両者がなしたことの他のことを測量士の助けを借りつつなしたという。それは、こうである。民法553条によると、民法552条は、強行規定ではない以上、ある者が地下の所有権（地下所有権。tréfoncier）を有する一方、もう一人の者が同じ土地の地上（空中）の所有権（地上所有権。droit de superficie）を有すると考えることが背理というわけではない²⁸⁾。

立体的分割も、共有と同じく様々な性質を持つが、たとえば、ある者が立体的に地下（または空中）にある土地ではなく、建物建築をする権利をつけたままで所有権を処分できることを肯定するには、ある種の大胆さが必要であり、公証人がその大胆さを受け入れた、という²⁹⁾。

26) *op. cit.*, p. 89-90.

27) *op. cit.*, p. 90.

28) *op. cit.*

29) *op. cit.*

フランス公証人制度の現在

このような、いきさつがあり、空間所有権が観念されるようになったが、これは、民法典の中の唯一の方針のみを含んだ規定（民法552条）にもとづいているのである。裁判所もやがてこれを追認することを示唆するようになったが、土地公示の規制はそのまま、追いついていないのが現状である³⁰⁾。もっとも、多くの土地で、デファンス地区の例に追随した。なかでも、リヨンの国際都市 Cité internationale、ボルドーの Mériadeç、トゥールーズのオクシタン (Occitane) 広場などである³¹⁾。

II マクロン法

1. 緒 説

冒頭にも述べたように、マクロン法は、エマニュエル・マクロン経済相が策定したもので、通称「マクロン法」と呼ばれ、公証人などの法律専門職のみを対象としたものではない。マクロン経済相によると、同法は、「フランス経済に掛けられた罫（かんぬき）を外す」ために現れたという。フランス経済に蔓延る「3つの病理」、すなわち、「自信喪失」、「複雑性」、「同業組合主義」の矯正を目指すものである。

以下では、同法を概観したうえ、公証人など法律専門職関係についての議論の経過を跡付けていく。

2. マクロン法の審議経過

この法案の前身は、第1次ヴァルス政権の時代に、「購買の増大と購買力に関する」法律と呼ばれていたが、のち、モンテブル氏により、フランス人に「60億ユーロの購買力を回復させる」ことが目的だとされた³²⁾。さらに、エマニュエル・マクロン氏が経済相に指名されると、名称は、「成長と活力のための法案」に変更された。

2014年10月15日に閣議に提出されるとともに報道発表され、法案は、同年12月10日に、閣議に提示され、翌日、国民議会に上程された。ただ、当初から与党内も含めて——自由主義経済的な施策や雇用者側に有利な労使関係合理化案が含まれていたから——反対意見を浴びることとなった³³⁾。そのため、審議に時間がかかり、提出時は、100条を超

30) *op. cit.*, p. 91.

31) *op. cit.*

32) Samuel Laurent, «Travail du dimanche, pouvoir d'achat... ce que prévoit (ou pas) la future loi Macron», *Le Monde*, 8 décembre 2014. (consulté le 13 mars 2016)

33) 豊田透「経済改革を目指す『マクロン法』」立法情報 外国の立法 (2015.8) 国会図書館調査及び立法考査局。〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_

える程度であったのが、膨大な修正が加えられたため、最終的には、300条を超えるものになった³⁴⁾。ヴァルス首相が成立を急いだため、国民議会（下院）本会議での2015年2月及び7月の計3回の審議すべてにおいて憲法第49条3項の規定に訴え、表決を経ずに採択させた³⁵⁾。同年8月7日に憲法評議会での審議を終え、発効した。

3. マクロン法全体の構成

マクロン法の主たる項目は、次のとおりである³⁶⁾。

- (1) 交通・運輸関係 長距離定期バス路線の開設を促進するための大幅な規制緩和。1～2万人の雇用創出と若年層や中・低所得層の消費活動を期待。運転免許試験の学科試験や重量車両運転免許の実技試験等の運営を、可能な範囲で外部委託する。
- (2) 司法分野の専門職に関する規制緩和 公証人、執行官、競売官等の専門職について、雇用創出と競争性促進を目的に、事務所の新規開設を自由化。料金の決定・改訂の基準見直し。料金の自由化、資格年齢の上限設定も。
- (3) 日曜及び夜間営業の拡張 現在は、基本的に日曜日は非労働日で、商業施設については例外的に年5日までの日曜営業が認められているのみだが、これを年12日まで認める。実際に何日認めるかは各自自治体の裁量となり、決定には市長の認可が必要。また労使の合意が前提。
新たに「国際観光区域（ZTI）」を設置し、商業施設はすべての日曜日及び夜間12時までの営業を認める。具体的にはパリのシャンゼリゼ通り、オスマン通り、リボリ通り。ヴォージュ広場などの中心街、ニース、カンヌ、ドーヴィル（ノルマンディー地方のリゾート地）に設置。
- (4) 小売業界における公正競争 公正競争調整機関の権限強化。

4. 法律専門職関連

規制職種の改革案は、2012年秋、当時の経済財政大臣のピエールマスコビッチ氏が財

\\9480559_po_02640205.pdf?contentNo=1))

34) *Projet de loi pour la croissance, l'activité et l'égalité des chances économiques.*

35) *op. cit.* 会期内の法案1件（予算法案・社会保障予算法案は別扱い）について、首相が国民議会に対する責任をかけ、表決を経ずに採択されたとする手続である。

36) 豊田・前掲注(33)による。

務監督局に対し、規制職種が既得権を享受しているかをとくに知るためにそのテーマについての報告を指示した際、再び表面化した。その報告書は、公表されなかったが、その結論は、2014年7月に「Les Échos」により明らかにされた。すなわち、課税前の純利益は、これらの職種の総売上高の平均19%を示し、その他の経済における収益性の2.4倍に当たる、と³⁷⁾。

執行官及び商事裁判所書記官は、最も潤沢な収入を享受し、それぞれ、平均、月6000ユーロ及び1万ユーロを稼ぎだす。他方、しかし、これらの多くの職業において、利用者の満足度は、かなり低い。一般的財政検査の調査によると、「2人のうちひとりのフランス人は、すでに弁護士を利用しているが、そのうちの23%のみがそのサービスの質が良かったと評価しているにすぎない」。管財人や司法受任者については、不満足な依頼人が2人のうち1人以上に急上昇している³⁸⁾。

2013年に欧州委員会は、「サービス市場におけるフランスの貧困な成果が、その輸出にブレーキをかけている」と非難している³⁹⁾。

2014年7月に、アルノー・モンテブル（Arnaud Montebourg）氏は、公正競争調整機関を掌握し、「フランス経済再生の1ルートであり、「国債（rentes）」と「独占」に終止符を打ち、フランス人に確実に60億ユーロの購買力を回復させる」と言明した⁴⁰⁾。

関係する公務員は、競売吏、商事裁判所書記官、執行官、公証人、管財人、司法受任者（mandataires judiciaires）である⁴¹⁾。モンテブル氏の辞職と2014年の内閣改造に続いて、職務を再開したのが、エマニュエル・マクロン氏だったのだ。

5. 一連の動き

(i) 前述のように、マクロン法案は、2014年10月15日に閣議に提出されるとともに報道

37) Marie Bellan, «Professions réglementées: le rapport choc de Bercy», *Les Échos*, 14 juin 2014. (consulté le 14 mars 2016)

38) «Un rapport de Bercy cible les rentes de certaines professions réglementées», *Le Monde*, 15 juillet 2014 (consulté le 14 mars 2016)

39) Cyrille Lachèvre, «Bruxelles veut libéraliser les professions réglementées en France», *Le Figaro*, 29 mai 2013 (consulté le 14 mars 2016)

40) «Lettre d'Arnaud Montebourg», sur *Autorité de la concurrence*, 3 juin 2014 (consulté le 15 mars 2016).

41) Mathilde Damgé, «Professions réglementées, rentes, monopoles : à quoi Arnaud Montebourg s'attaque-t-il?», *Le Monde*, 11 juillet 2014 (consulté le 15 mars 2016).

発表され、法案は、同年12月10日に、閣議に提示され、翌日、国民議会に上程されたのだが、法律専門職、とくに公証人に関して言うと、その前からすでに動きがあった。以下、できるだけ、時系列で公証人関係の動きを追っていく。

(ii) 公証人高等評議会 (Conseil Supérieur Du Notariat, CSN) 会長 (当時) のジャン・タラード氏は、すでに2014年9月18日に、当時第1副会長のピエール・リュク・ヴォーゲル氏とともに、法務省でマクロン経済相と面会し、法案に対する危惧を表明している⁴²⁾。同年11月27日には、早くも、法律専門職に就いている者たちが12月10日に「規制された法律専門職」計画の即時撤回等を求めて共同行動 (デモ行進) をとることが発表された。当日、3万人が参加したと言われている⁴³⁾。

デモ予定日に先立つ、同年12月5日、新たに CSN 会長となったヴォーゲル氏が FIGARO 紙のインタビューを受けており、まさしく、評議会としての態度を旗幟鮮明にした⁴⁴⁾。このインタビューでは、当該デモ行進の歴史的意義を強調するとともに、マクロン法により1万人の雇用が脅かされる点を指摘する。また、競争原理を高収入職業 (1か月平均19000ユーロ) に導入しようとしている点については、そのような額は、もはや事実ではなく、事務所購入費用の借入返済前の額であると主張する。さらに、公証人の収入がほとんど原価を割っていることを指摘しつつ、コストを考えに入れるなら、価格を上げなければならない、という。さらに、法案が、若者の公証人職参入を促進しようとする点については、事務所を買って重い債務を負う公証人と、全く債務を負わずに参入する若者との不均衡を説明する。公証人の平均年齢が48歳に達しており、今後公証人の消滅の可能性があるとの危惧については、フランスにおける公証人の対人口比が10万人あたり14人である、と数字を挙げたうえ、法務省の要請に沿って、300の新たな事務所設置と1000人の新たな公証人の受け入れを提案した、という。

(iii) マクロン法案に関する最大の争点の一つであり、とりわけ評議会による反対が強かったのが、公証制度利用の料金の問題があった。すなわち、「回廊料金」(corridor

42) CSN 記者発表2014年9月18日 <http://www.notaires.fr/sites/default/files/cp%20rdv%20Chancellerie%201809.pdf> (consulté le 15 mars 2016).

43) http://recherche.lefigaro.fr/recherche/access/lefigaro_fr.php?archive=BszTm&dk78atGCYonbyzuiuicgFINJ1B70MkGNb3tytCIvtpoRwuP%2FglvYwmXOebu2IGtjAq08M%3D (consulté le 15 mars 2016).

44) <http://www.lefigaro.fr/conjoncture/2014/12/04/20002-20141204ARTFIG00395-pierre-luc-vogel-les-francais-ont-rien-a-gagner-de-la-loi-macron.php> (consulté le 15 mars 2016)

tarifaire) と呼ばれる制度で、その目的は、対価に一定の枠をはめることである。公証人だけでなく、競売吏、商事裁判所書記官、執行官、管財人、司法受任者は、競争を促進するように、最低価格と最高価格の間でその料金を固定しなければならない、とするものであった。

2015年2月2日に、法律専門職業人らの強い反対により、マクロン経済相は、誤りを認め、料金枠規定の修正を受け入れた。評議会のヴォーゲル会長は、規制対象職種の「回廊料金」の「消滅宣言」に満足の意を表するとともに、従来の「回廊料金」案を、少なくとも15%以上、給付の対価を変動させつつ、一定の方向に料金を固定させようとするものと批判した。そして、「料金を下げるとは、若い公証人が参入するのを促すことにはならないと思う。それは良識の問題であり、世代の問題ではない」とコメントした⁴⁵⁾。

しかし、料金の問題も含めて、マクロン法案論争がこれで終わったわけではない。2015年3月25日より、上院(Sénat)での審議入りとなった。公証人高等評議会は、さらに攻勢に転じた。法案に20以上の修正案を用意したのだ。上院審議入りを前に、ヴォーゲル会長も、極めて断固たる決意であることを表明した⁴⁶⁾。過度なロビー活動に対する批判にも怯まない決意のようであった⁴⁷⁾。

実は、報道されたように、料金の問題で公証人側が勝利したわけではない。と。「全く疑わしいシステムに置き換えられた」とヴォーゲル会長は指摘した⁴⁸⁾。

公証人が用意した修正案は、22に昇り、公証人による司法救助への出資の廃止、地域に関係なく、公証人の就任に基づく印章保管コントロールの復活、職域交流の廃止などを含んでいた⁴⁹⁾。

ところで、料金に関する修正案であるが、小規模行為については、変わらないが、10万ユーロから30万ユーロの平均的な行為について、料金引き下げとなりうることを規定

45) <http://www.rtl.fr/actu/societe-faits-divers/pierre-luc-vogel-je-prends-acte-avec-satisfaction-de-la-disparition-annoncee-du-corridor-tarifaire-7776438268> (consulté le 16 mars 2016).

46) http://www.lesechos.fr/04/03/2015/LesEchos/21890-013-ECH_loi-macron-les-notaires-repartent-a-l-offensive-au-senat.htm?texte=notaires%20offensive (consulté le 16 mars 2016).

47) <http://www.lefigaro.fr/conjoncture/2015/03/04/20002-20150304ARTFIG00008-loi-macron-les-notaires-poussent-leurs-pions-au-senat.php> (consulté le 16 mars 2016).

48) *op. cit.*

49) <http://www.lefigaro.fr/conjoncture/2015/03/04/20002-20150304ARTFIG00008-loi-macron-les-notaires-poussent-leurs-pions-au-senat.php> (consulté le 16 mars 2016).

している。これは、この中間に位置し、著しく脆弱な地方の事務所に大きく影響することが懸念された。かつての「回廊料金」案は、撤回されたが、法案総合報告者のレラン氏が言うように、「迷路回廊から直線廊下」に移っただけで、そこで迷子になりうることには変わらないというのである⁵⁰⁾。

(iv) もう一つの大きな争点は、公正競争調整機関の権限強化の問題である。

法務省と専門職のあいだに存在したかもしれない共同管理からの離脱という、公証人にとってもメリットのある効果が期待されるのに、反対していることにも、疑問がある。ヴォーゲル会長は、公正競争調整機関の介入には、競争法的な強迫観念も作用していることを指摘しつつ、商品ではないから、法は専門家の場に入るべきではない、と主張する⁵¹⁾。

法案の規定は、公証人が、新法公布12ヶ月後、公証人見習い(clercs)に資格を与える権限を廃止することを予定している。この期限付きの廃止は、新しい公証人が、適当な事務所を開設し、他の公証人の事務所の依頼者を誘致することを促す目的を持っている⁵²⁾。12ヶ月という期間は、この措置の実現のブレーキになるとしばしばみなされている。なぜなら、事務所を全く運営させ続けようとしめない全ての公証人見習いに資格を与えながら、法の適用を先取りする可能性を公証人に委ねるからである。この規定は、また、宣誓した公証人見習いが公証人に代わって証書を受け取れるようにする資格付与の現在の仕組みを廃止することを同様に規定しており、70歳定年(これまでは、アルザスマゼールにしか存在しない)導入も同様である⁵³⁾。

6. 背景と影響

このような経過により、マクロン法は、2015年7月10日に成立し、同年8月6日に公布された。

公布当日、CSN は、次のような声明を公表した。

50) http://www.lemonde.fr/politique/article/2015/02/05/notaires-on-a-du-mal-a-voir-ou-va-la-reforme_4571036_823448.html (consulté le 16 mars 2016).

51) *op. cit.*

52) Loi macron : la lutte des classes chez les notaires, lepoint.fr, 30 janvier 2015, consulté le 16 mars 2016.

53) «Les députés approuvent la liberté d'installation «contrôlée» des notaires et huissiers», *Libération*, 15 janvier 2015 (consulté le 16 mars 2016).

フランス公証人制度の現在

「CSN は、経済の成長、活力、機会均等のための法に関する憲法議会決定を満足をもってはっきりと記憶にとどめる。

2つの重要な措置を上級裁判所（Haute juridiction）が非難したと指摘する。すなわち、続けて3度援用された憲法49条3項の規定により、政府が議会で採択された規定の脆弱さを示すために、公証人がその措置に政府の注意を引き付けるのをやめなかったことである。

このように新規参入する公証人に賠償を負わせる補償様式は削除された。それは、国家に支払うのである。さらに、公証人によって大部分支援されていた司法救助への貢献は、削除された。

困難以上の状況がしばしば結果を著しく変えたのであるが、CSN は、今後は、4,500の公証人法人及び48,000のその協力者の将来のために重要であることが明白な、法規段階の準備に完全に参加することができる。

さらに、フランス公証人は、持続的成長及び社会的平穩の唯一の保証である法的安定性のサービスに絶え間なく従事することを再確認する。」

マクロン法が出てきた背景は、もちろん、直接的には、冒頭に述べたような、フランス経済の停滞状況があるのだが、グローバル経済という観点から見ると、環大西洋貿易投資パートナーシップ（TTIP）交渉の存在がある。アメリカとEUの広大な自由貿易地域の創設を目的とするもので、2013年2月にその交渉が開始されたものである⁵⁴⁾。

その中身は、関税障壁の撤廃、サービスの自由化、投資の自由化の3本の柱からなっている。ヴォーゲル会長は、エネルギー、食の安全、衛生及び植物病虫害防除規範に対する手段の画一化、予防原則の排除等々で、アメリカに許されるものがEUに禁じられる不均衡が見られると批判し、フランスの法律専門職にも同様の価値観で介入し、公証人の業務が取引上のサービスとして再定義されていると見る⁵⁵⁾。

同氏は、さらに、フランスの法律専門職と法的サービスの定義に嫌疑をかけることは、市民の周囲に構築された我々の法制度の基礎を攻撃することであると批判し、大陸法国では、法律専門職は、個人を保護する国家の法秩序の組織化を策定することに参画する

54) 「環大西洋貿易投資パートナーシップ（TTIP）交渉開始へ」JETRO 通商弘報 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2013/02/511c4d53e4458.html>

55) http://www.notaires.fr/sites/default/files/Tribune%20-%20PL%20Vogel%20-%20Le%20Figaro%20-%205%20mars%202015%20-%20notaires.fr_0.pdf (consulté le 16 mars 2016).

ことであるゆえに、規制されているのである、という。専門家の使命及び存在理由を非難し、国際資本に門戸を開くことは、市民の連帯、その国土を破壊に導き、法的権利の平等に大混乱をもたらし、市民権の保護のシステムとして知られるフランス大陸法の最も古くそして最も生き生きとしている表現のうちの一つの放棄へと導く、と反論する。

ようするに、マクロン法案は、TTIP の目的を先取りしているように見え、英米法か、はたまた我々の制度に対する法律専門職の規制緩和かの選択を迫っていると指摘している⁵⁶⁾。

結びにかえて——新料金公表をうけて

ここまでフランス公証人制度の大雑把な概略を述べたうえ、最近最も大きな話題となった「マクロン法」に関する動きを紹介してきた。そこで、まとめに代えて、2月28日の官報に詳細が公表された法律専門職、とりわけ公証人料金についてみることで本稿を閉じることとしたい。

この官報における公表を受けて、CSN は、2月29日付で記者向け声明を発表している⁵⁷⁾。

それによると、「フランス人に購買力を与えるためのものであると思われるが、原則に基づいて変えられたほどにしか理解され得ない」としたうえ、経済相や司法相が、「公証人の費用」と適切でない呼び方をされて、取得費用と呼ぶことに取り決められたものの全体としてはそれにより値下げの恩恵をこうむる、と市民が信じるような誤った情報を与えた」というのである。

それでは、公証人費用は、いくら安くなるのだろうか。前記者発表は、「各公証人の判断により、価格が15万ユーロ以上売買での10パーセントが減額されうる。簡単な例を挙げると、20万ユーロの家を購入するのに、取得しうる最高限の値引きは、およそ40ユーロになろう。しかし、これについて CSN は、おそらく個人には、あまり意味のないこの結果は、事務所によっては、現実の困難を生じさせるかもしれない。とくに、新しい料金が少なくとも9千ユーロの財産の売買で報酬を相当減らす限りで、郊外や都市部に準じる地域において、そうなのである」と述べる⁵⁸⁾。

56) *op. cit.*

57) <http://www.notaires.fr/fr/actualite/C3%A9/le-nouveau-tarif-des-notaires> (consulté le 16 mars 2016).

58) *op. cit.*

この CSN が示す例の計算も、必ずしも明白ではない。この減額の意味は、価格15万ユーロを超える部分のみが減額の対象となり、上記の例では、5万ユーロがその対象額であり、10パーセント料金が減額される。要するに、5万ユーロの0.814パーセントの10パーセントなのであり、だから約40ユーロとなる⁵⁹⁾。

他の例もみておこう。数千ユーロの少額不動産取引については、不動産価値の10パーセントに限られており、90ユーロの最低額付きであるから、公証人料金は、70パーセントにまで下がる。これが、個人にとっては、非常に重要な節約になろう。こうして、自己の所有地に隣接する小さな土地を3000ユーロで取得する農業者は、公証人に、300ユーロ支出すれば足りることになった。改正前なら、920ユーロだったところである。さらに、もう一つ例を示せば、不動産の地下室を2000ユーロで購入した場合、これまで、公証人に880ユーロ支払わなければならなかったところ、200ユーロでよくなる⁶⁰⁾。

今回の新料金制定により、IGF（財務監督局）の報告によると、平均月3万ユーロに近い額の収入があり、規制専門職の最高の分け前を得たと考えられる商事裁判所書記官は、平均5パーセントの料金削減があろう⁶¹⁾。他方、公証人、執行吏は、2.5パーセントの値下げになるのだが、マクロン経済相とウルボアス司法相は、新料金は、「これら専門職のそれぞれの経済基盤の詳細な鑑定を基礎にして決定されたものである」と、共同記者会見で述べている⁶²⁾。

新料金は、2016年5月に発効したあと、2018年に見直しされることになっている。これほど、反対が強く、政府が強権的に成立させた法律である。上に見たように、公証人の相当な収入減となる。見直しも穏当なところであろうか。まだ、安定するまでにはかなりの時間を要するようである⁶³⁾。

59) Baisse des tarifs : Macron répond aux plaintes des notaires,
<http://www.latribune.fr/economie/france/baisse-des-tarifs-macron-repond-aux-plaintes-des-notaires-554790.html> (consulté le 16 mars 2016).

60) Professions réglementées : les tarifs revus à la baisse,
<http://www.latribune.fr/economie/france/professions-reglementees-les-tarifs-revus-a-la-baisse-554374.html> (consulté le 16 mars 2016).

61) *op. cit.*

62) *op. cit.*

63) なお、2月28日の官報には、公証人などの開業の新しい規則に関する基準も公表されている。これは、規制対象法律専門職の改革において、同様に、予定されていたものである。規定によると、「新しい事務所の開設がサービスの近接性又は提供を強化するために有益であると思われる」地域においては、開設が自由である。➤

(2016年3月31日脱稿)

なお、本研究は、平成22年度関西大学在外研究による成果である。

【追記】 本文で述べた通り、5月1日に施行された。全役務提供の1.4%にのみ関係するのであるが、それでも、公証人の反対がなお強いと報じられている。
<http://www.franceinter.fr/depeche-les-tarifs-des-notaires-changent-au-1er-mai> (consulté le 2 mai 2016)

↘開設可能な地域の地図は、公正競争調整機関によって公表され、2016年夏までに最初の申し込みがなされるだろう、とのことである。

(Professions réglementées : les tarifs revus à la baisse,

<http://www.latribune.fr/economie/france/professions-reglementees-les-tarifs-revus-a-la-baisse-554374.html> (consulté le 16 mars 2016)